

議会運営委員会日程

令和4年3月10日（木）
予算審査特別委員会休憩時
502会議室

日程第1 決議案について

（1）決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

日程第2 3月10日（木）の本会議の運営について

[日程追加、上程、書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決]

日程第3 川崎市議会委員会条例について

日程第4 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例について

日程第5 その他

決議案第1号

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月10日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青 木 功 雄

〃 岩 隈 千 尋

〃 宗 田 裕 之

〃 かわの 忠 正

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国际社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、本年2月21日、ロシア大統領はウクライナの一部の地域の独立を一方的に承認する大統領令に署名するとともに、同月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃による侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権と領土の一体性を侵害しており、武力の行使を禁ずる国际法に対する深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。

この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国际社会の根幹を揺るがしかねない暴挙であり、また、国际社会の強い自制の求めにもかかわらず、侵略の継続により、市民等への被害を拡大させているだけでなく、核兵器の使用を示唆するような発言により、各国を威嚇している。

川崎市議会は、全国に先駆けて、全会一致で、核兵器廃絶平和都市宣言を可決するなど、真の恒久平和と安全を実現させることは人類共通の願いであるとの認識を持ち、様々な平和施策や人権に関する施策に市とともに取り組んでおり、このようなロシアによる行為は断じて認められず、最も強い言葉で非難する。

よって、本市議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国际社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権、領土の一体性及び独立を支持することを改めて表明し、政府が経済制裁や人道支援において、G7をはじめとする国际社会と一致した措置をとることを支持するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

令和4年第2回川崎市議会定例会会期日程(3月10日変更)

日	曜日	本会議	委員会等	摘要	要
2/14	月	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、市長「令和4年度施政方針」、局長提案説明、分割議案に対する議事（代表質疑、委員会付託）、散会	
15	火		委員会		(分割議案に対する討論発言通告締切日 午後3時)
16	水		議会運営委員会	17日の本会議の運営について	
17	木	本会議 (第2日)		再開、分割議案に対する委員長報告、討論、採決、散会 (第1回請願・陳情締切日 午後5時)	
18	金				(代表質問発言通告締切日 午後1時)
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				
23	水	天皇誕生日			
24	木		議会運営委員会 委員会	追加議案、3月1日の本会議の運営について	
25	金				
26	土				
27	日				
28	月	本会議 (第3日)		再開、代表質問（自民党、みらい）、延会	
3/1	火	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、代表質問（共産党、公明党）、予算審査特別委員会設置、 当初予算議案付託、委員会付託（請願・陳情を含む）、追加議案に対する議事、散会 (予算審査特別委員会発言通告締切日 午後1時)	
2	水				
3	木				
4	金				
5	土				
6	日				
7	月		予算審査 特別委員会	正副委員長互選、審査	
8	火		予算審査 特別委員会	審査	
9	水		予算審査 特別委員会	審査	
10	木	本会議 (第5日)	予算審査 特別委員会 議会運営委員会	審査 10日の本会議の運営について 再開、決議案に対する議事、散会	
11	金		委員会		
12	土				
13	日				
14	月		委員会		
15	火		委員会		
16	水				(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
17	木		議会運営委員会	追加議案（人事案件）、18日の本会議の運営について	
18	金	本会議 (第6日)	正副委員長会議	再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、常任委員会委員の改選、 請願・陳情、その他、閉会	

* 発言の会派順位 自民党、みらい、共産党、公明党

令和4年第2回川崎市議会定例会
議事日程第5号

令和4年3月10日(木)
午後4時 分 開 議

第 1

決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

オンラインによる方法を活用した委員会の開催に 向けた条例の改正について

1 改正の契機

令和2年4月30日付けで総務省から発出された通知「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」において、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」に、オンライン会議を用いた委員会を開催して差し支えない旨の見解が示された。

2 改正の検討経過

- ・令和2年4月30日 総務省通知発出
- ・令和3年6月17日 団長会議において「川崎市議会委員会等におけるオンライン会議に関する検討プロジェクト」の設置を決定
- ・令和3年7月29日 第1回検討プロジェクトを開催
- ・令和4年2月25日 第11回検討プロジェクトにおいて、運用案、必要な条例等の改正について結論が出たため、中間報告書を作成
- ・令和4年2月28日 中間報告書を検討プロジェクトから議長宛てに提出
- ・令和4年3月 1日 団長会議で確認

3 関係条例の改正内容（案）

（1）川崎市議会委員会条例

委員会開催の特例として、オンラインによる方法を活用した委員会の開催を可とする。

（2）川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例

オンラインによる方法により出席した委員に対しては費用弁償を支給しない。

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○川崎市議会委員会条例</p> <p>昭和31年10月1日条例第17号</p> <p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 13人</p> <p>ア 総務企画局、財政局、経済労働局、<u>臨海部国際戦略本部及び危機管理本部の所管</u>に関すること。</p> <p>イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。</p> <p>(2) 文教委員会 12人</p> <p>市民文化局、こども未来局及び教育委員会の所管に関すること。</p> <p>(3) 健康福祉委員会 12人</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。</p> <p>(4) まちづくり委員会 12人</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。</p> <p>(5) 環境委員会 11人</p> <p>環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の3分の1以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>(委員会開催の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ</p>	<p>○川崎市議会委員会条例</p> <p>昭和31年10月1日条例第17号</p> <p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 13人</p> <p>ア 総務企画局、財政局、経済労働局及び<u>臨海部国際戦略本部の所管</u>に関すること。</p> <p>イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。</p> <p>(2) 文教委員会 12人</p> <p>市民文化局、こども未来局及び教育委員会の所管に関すること。</p> <p>(3) 健康福祉委員会 12人</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。</p> <p>(4) まちづくり委員会 12人</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。</p> <p>(5) 環境委員会 11人</p> <p>環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の3分の1以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>とができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。</p>	
<p>2 委員は、前項の場合において、オンラインによる方法により委員会に出席することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p>	
<p>3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第1項及び第29条の出席委員とする。</p>	
<p>4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	
<p>（会議定足数）</p>	
<p>第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p>	<p>（会議定足数）</p>
<p>（表決）</p>	
<p>第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>	<p>第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。</p>	<p>（表決）</p>
<p>（秘密会）</p>	
<p>第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。ただし、第13条の2の規定によりオンラインによる方法を活用して開催する委員会は、秘密会とすることができない。</p>	<p>（秘密会）</p>
<p>（記録）</p>	
<p>第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。</p>	<p>（記録）</p>
<p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>	<p>第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。</p>
<p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>	<p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例</p> <p>平成20年9月19日条例第36号</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 議会議員（議会議長及び議会副議長を除く。）が議会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第1項又は第2項の規定により設けられた協議等の場に出席した場合（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって出席したときを除く。）は、費用弁償を支給する。</p>	<p>○川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例</p> <p>平成20年9月19日条例第36号</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 議会議員（議会議長及び議会副議長を除く。）が議会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第1項又は第2項の規定により設けられた協議等の場に出席したときは、費用弁償を支給する。</p>
2 前項の費用弁償の額は、議会議員の住居と議場との間を時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と議会議長が認めた経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額とする。	2 前項の費用弁償の額は、議会議員の住居と議場との間を時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と議会議長が認めた経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額とする。
3 第1項の費用弁償は、その月分を翌月に支給する。	3 第1項の費用弁償は、その月分を翌月に支給する。